

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 中田 道夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6PA41MM01580		6PZ91AH0075 0001				31		
品名 または 件名								
構内道路標示表記役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				A			
納地または工事場所				引 渡 場 所				
板妻駐業				業務隊管理科				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
伊藤事務官 323				令和8年8月6日（木）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月6日（木）9時20分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) グループ内訳

A G p：構内道路標示表記役務 納期：8.8.6～9.3.31 納地：板妻駐屯地
B G p：137号建物シャッター補修 納期：8.8.6～8.12.18 納地：板妻駐屯地

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(3) 入札の方法

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

(4) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合

イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合

ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合

エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合

オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの

カ 電報、電話による入札の場合

キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(5) 契約書の作成の成否

ア 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

(ア) 「役務請負契約条項」

(イ) 「談合等の不正行為に関する特約条項」

(ウ) 「暴力団排除に関する特約条項」

(6) 違約金に関する事項

ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(7) その他

ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。

イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。

ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、8月5日（水）16時00分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。

エ 入札に参加する場合は8月3日（月）10時00分までに市場価格調査書をメール・FAX等で提出するものとする。

オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト（<https://www.mod.go.jp/gsdf/ea/kaikai/eafin/index.html>）又は滝ヶ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。

カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。

『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』

なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。

キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

(ア) 日 時：令和8年8月7日（金）09時20分

(イ) 場 所：第433会計隊入札室

(8) 入札に関する問い合わせ先

〒412-8550 静岡県御殿場市中畑2092-2

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班（担当：加藤）

連絡先：0550-89-0711（内線：343 FAX：487）

メール：433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

(9) 仕様書に関する問い合わせ先

AGp 担当：伊藤 連絡先：0550-89-1310（内線：323）

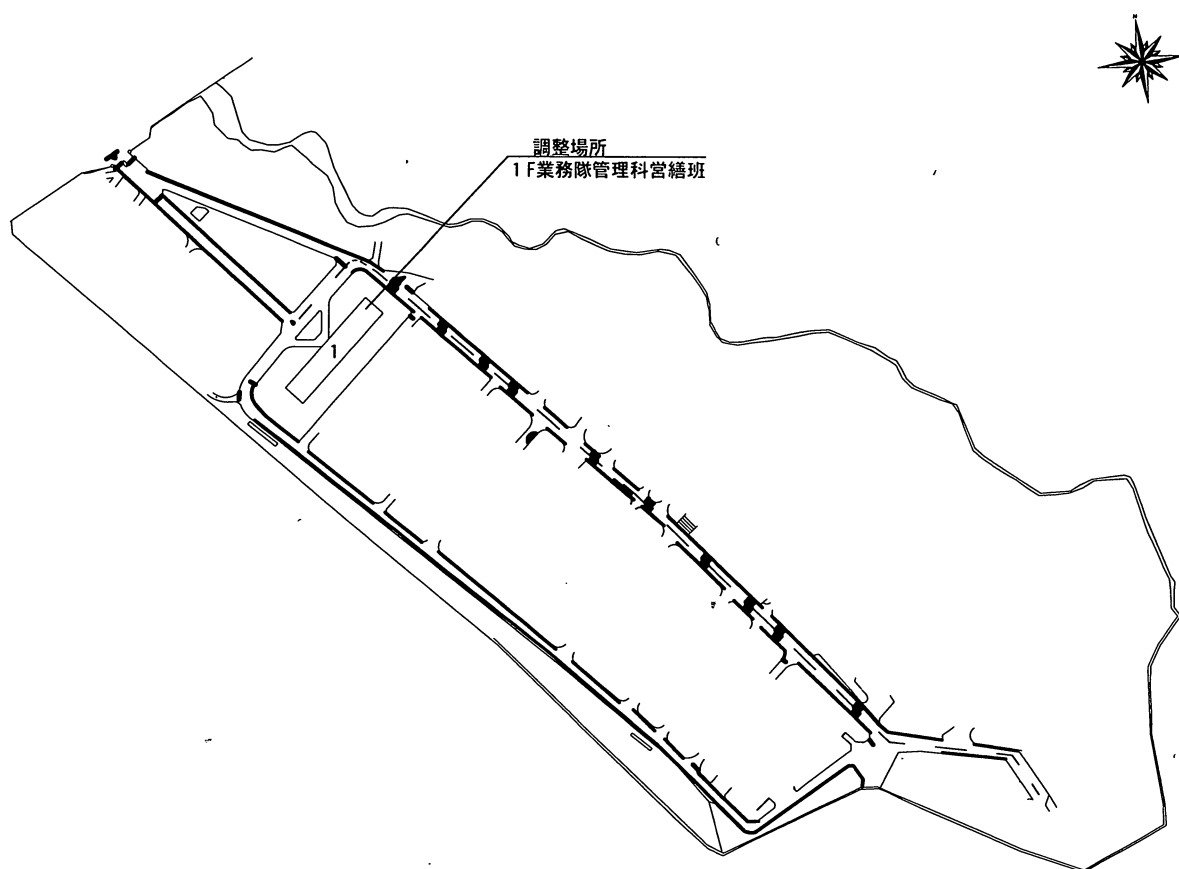
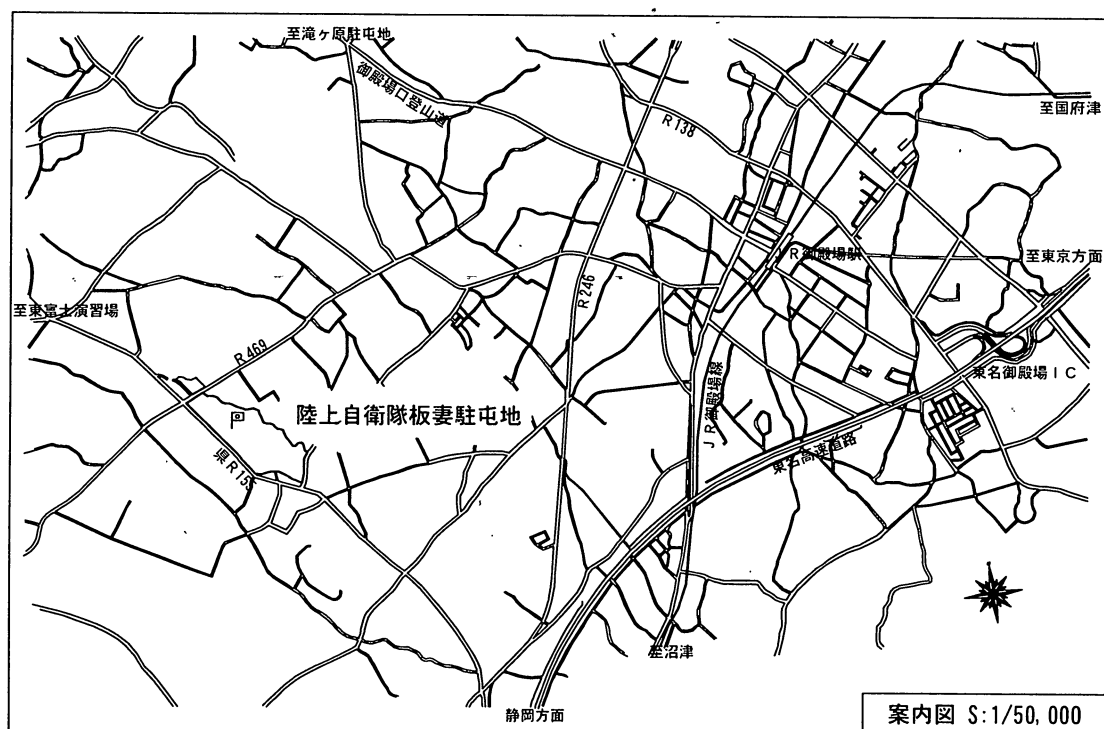
BGp 担当：高橋 連絡先：0550-89-1310（内線：327）

作成年月日：令和8年7月14日
作成者：防衛事務官 伊藤蒼竜
仕様書番号：第 31 号

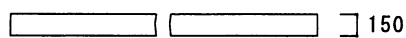
構内道路標示表記役務

件	名	構内道路標示表記役務					
図	名	表 紙				図面番号	1
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係	管財係			作成者
了	了	了	了	了			了
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊							

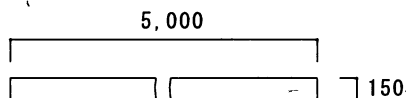
仕 様 書					
件 名	構内道路標示表記役務				
役務場所	静岡県御殿場市板妻40-1 陸上自衛隊板妻駐屯地				
役務概要	構内道路に別途指示の塗装を実施する。				
一般事項	1 本役務の実施に関しては、本仕様書による。 2 本役務は、本仕様書に基づき、関係法令を遵守し、適正に履行する。また、仕様書に記載なき事項で当然必要と考えられる事項については、事前に監督官と協議し、その指示に従い履行する。 3 本役務に際し、他の構造物に損傷を与えた場合には、速やかに監督官に報告し、請負者の負担において復旧するものとする。 4 役務着手にあたっては十分な安全対策を施し、作業員に対しては注意喚起を徹底させる。 5 検査困難な場所については、その施工に監督官の立会を受けるものとする。 6 本役務実施に伴う、必要書類については、契約締結後、監督官の指示に従い、速やかに提出するものとする。 7 役務写真は、着手前・中・後をそれぞれ撮影し、アルバムに整理して1部を監督官に提出する。また、検査困難な部分においては、監督官の指示を受け写真を提出するものとする。 8 作業中、現場整理・危険予防及び火災予防に十分注意し、作業が完了したときは関係区域内の後片付け及び清掃を確実にを行う。 9 電気・水道の使用は請負者の持ち込みとするが、やむを得ず官側のこれを使用する場合は調整により決定する。 10 解体材料及び発生材は、指示された場所に運搬集積し所定の調書を作成し監督官に提出するものとする。ただし、監督官の指示がない発生材等は、請負者により合法適正な場外搬出処分を実施し、産業廃棄物として処理を必要とする場合マニフェストE票の写しを1部提出すること。 11 その他、疑義が生じた場合は、監督官と調整のうえ実施するものとする。				
特記事項	1 本役務に使用する材料は、本仕様書及び図面に適合するものとし、すべて新品とする。 2 本役務に使用する材料は全て監督官の検査を受け合格を得たものとする。なお、役務受注後速やかに官側に見本、又は承認図を提示し、承認を受けた後に発注すること。又、検査を受ける際には監督官が指示した出荷証明等の資料を提出する。 3 作業日については、契約後監督官との調整による。 4 役務作業者の現場への立入経路及び資材置場、廃棄物置場等については、監督官の指示に従うものとする。 5 仕様書及び図面に記載並びに監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事は実施すること。 6 仕様書、図面に記載の寸法等はあくまでも標準寸法であるため、作業前に必ず現地確認し、施工すること。 7 本役務で使用する材料は、下記のとおりとする。 品 名：トラフィックペイント 規 格：JIS-K 5665（トラフィックペイント） 3種1号（熔融式） 色 ：白及び黄 8 必要な安全対策（通行規制標示・安全係（交通誘導含む）等）については、請負業者が作業に応じて適宜準備するものとする。 9 塗装は既設の物によるほか、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に準じるものとする。 10 本役務が確実に完了した証明として、機能補償を自然災害を除き役務完了後1箇年とする。				
		件 名	構内道路標示表記役務	図面番号	2
		図 名	仕 様 書	縮 尺	6
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊					



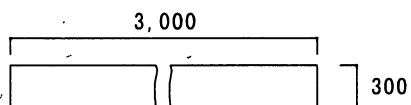
名 称	構内道路標示表記役務	図面番号	3
図 名	案内図・配置図	縮 尺	6
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			



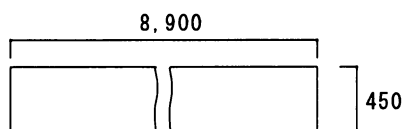
「車線外側線」寸法図
白実線 数量1,146m



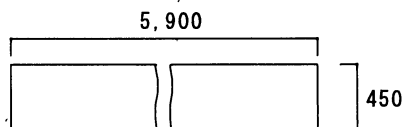
「中央線」寸法図
白破線 数量70本



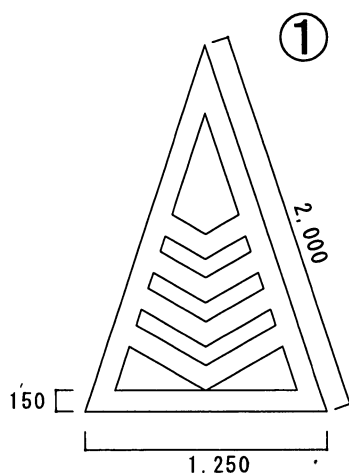
中央道停止線
白実線 数量21本



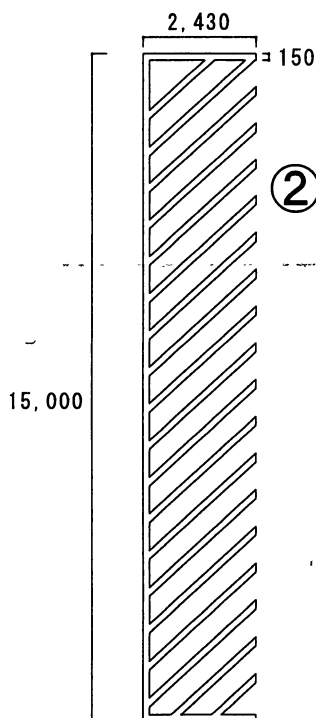
正門外停止線
白実線 1本



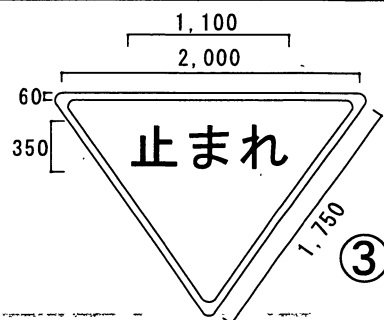
正門停止線
白実線 3本



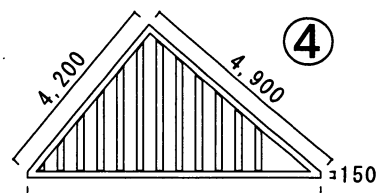
導流帯
白実線 1箇所



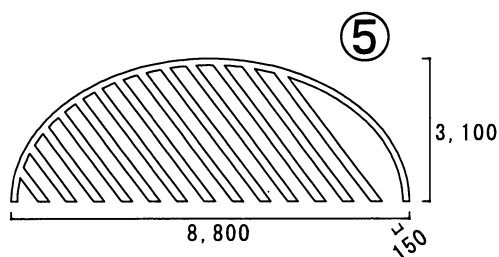
駐車禁止
黄色実線 1箇所



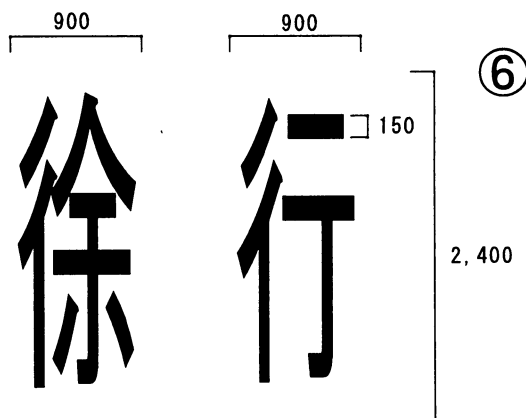
一時停止
白枠 赤色塗り 文字白色
1箇所



駐車禁止
黄色実線 1箇所

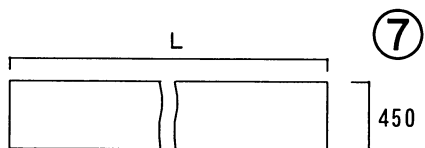


黄色実線 1箇所



白実線 2箇所

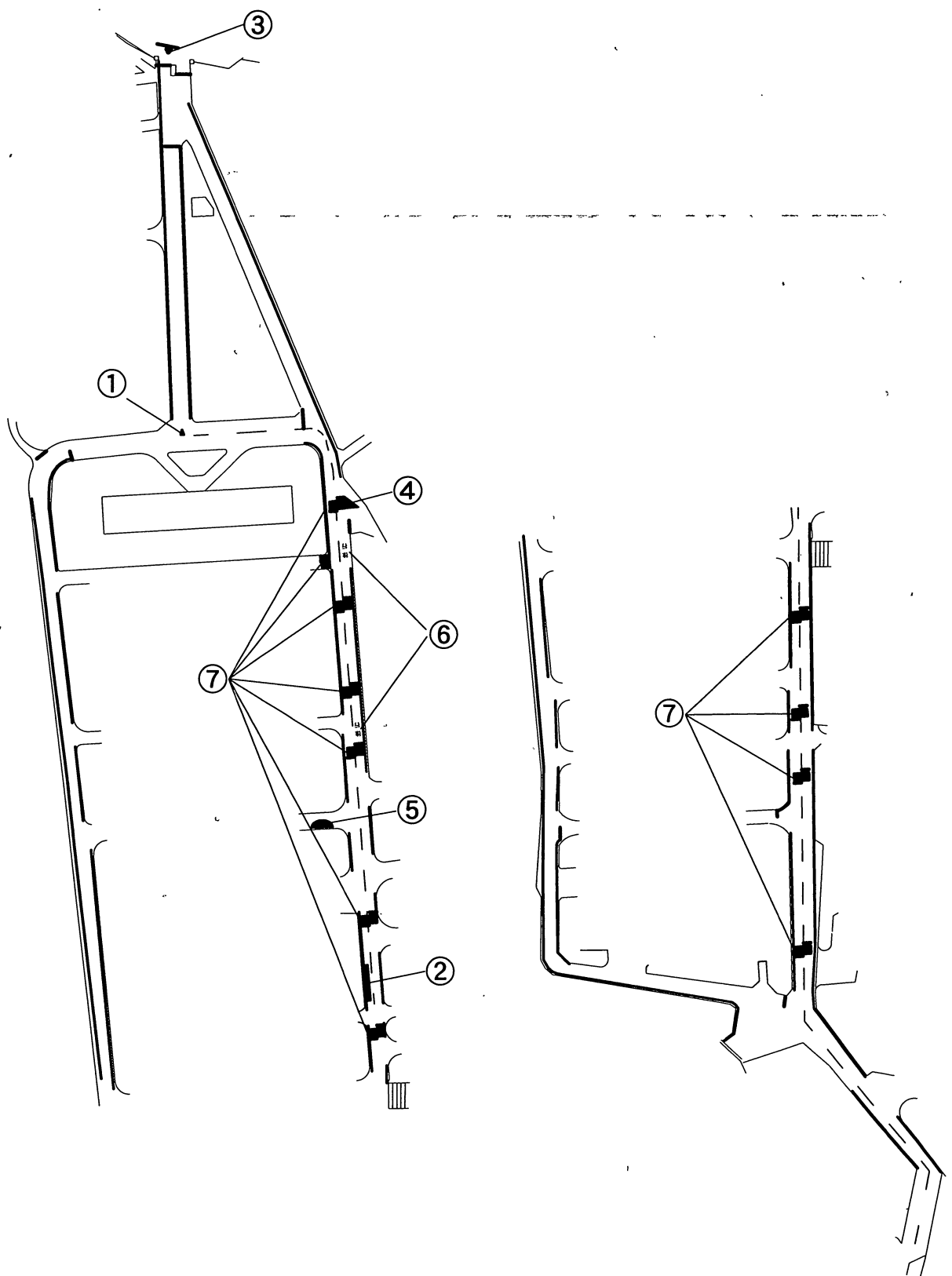
名称	構内道路標示表記役務	4
図名	道路標示寸法図	6
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊		



横断歩道
白実線

L = 3,000 77本
L = 1,940 1本
L = 1,200 1本
L = 1,050 1本
L = 450 1本
L = 370 1本

名 称	構内道路標示表記役務		5
図 名	道路標示寸法図	縮 尺	6
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			



名 称	構内道路標示表記役務		6
図 名	道路標示寸法図	縮 尺	6
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管 財	施設管理
了		了	了	了	了

1 3 7 号 建 物 シ ャ ッ タ ー 補 修

令和 8 年 7 月 2 3 日

陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊

特記仕様書

1 工事名

137号建物シャッター補修

2 工事場所

静岡県御殿場市駒門5-1 陸上自衛隊駒門駐屯地 137号建物

細部は案内図及び配置図による。

3 工期

契約日から令和8年12月18日まで

4 工事概要

建築工事 1式

5 一般仕様

(1) 一般事項

ア 本図面及び特記仕様書は、本工事に必要な事項について規定する。

イ 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書、改修工事標準仕様書及び関係規則による。

(2) 入門手続き等

ア 請負者は駐屯地内で工事を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工場所以外への立ち入りを禁止する。

イ 受注者は作業員に外国人労働者を含む場合、契約後に当該労働者の在留カード（写）または就労資格証明書（写）を監督官に提出すること。

(3) 施工図等

ア 施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し、工事着手前までに監督官に提出し、確認を受けるものとする。

イ 当該工事の施工に先立ち施工図等を作成し、監督官の承認を受けるものとする。

(4) 設計図書等の管理

ア 工事図面は工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。

イ 工事の一部を第三者に委託又は請け負わせようとするときは、当該下請契約書等において、工事図面等の適正な管理に関する規定を明確にしておくこと。

ウ 工事の一部或いは施工図の作成等を第三者に委託し又は請け負わせ、当該相手方に図面を複写させ又は交付したときは、当該遺失・契約又は請負契約等の終了時に、複写させ又は交付した工事図面を速やかに返却させ、適正に管理すること。

(5) 工事現場管理

ア 請負者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督官に提出すること。

イ 工事施工場所及びそこに至る経路以外の区域への立ち入り及び写真撮影は監督官と協議すること。

ウ 停電及び断水が必要な作業を行う場合は、作業計画書を作成し、事前に監督官及び部隊担当者の承諾を得てから作業を行うこと。

(6) 作業時間

作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。

(7) 事前調査

ア 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は図面より現地の取り合いを優先する。

件名	137号建物シャッター補修	図番	2 / 5
図名	特記仕様書	縮尺	図示

（許可なく複製を禁ずる。）

イ 工事施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

(8) 安全管理

ア 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負者が負うものとする。

イ 災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。

ウ 施設や第三者等に損害を与えた場合は、請負者の責任において復旧又は補償するものとする。

(9) 請負者負担

ア 工事に必要とする電気及び水は、原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。ただし、試運転等による必要最低限の使用を除く。

イ 本工事に必要な工具類及び消耗部品は、請負者の負担とするものとする。

(10) 材料の品質等

ア 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とすること。なお、特記なきものについては、J I S等規格品とする。

イ 材料の色、柄等については、監督官の指示によるものとし、使用材料等の見本は必要に応じ監督官に提出・承認を得るものとする。

ウ 現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。ただし、工場組立等のためにあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでないものとする。なお、搬入した材料は、工事で使用するまでの間に変質等なきよう、適切に保管するものとする。

エ 材料検査結果並びに長期保管等による変質等により工事に使用することが適当でないと監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

(11) 環境保全

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を標準とし、現場搬入に際し監督官の点検を受け合格したものを使用するものとする。

イ 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含まないものとする。

(12) 発生材

ア 本工事で発生した発生材のうち金属類については、計量をしたうえで発生材調書を監督官へ提出した後、監督官の指示する場所に集積する。

イ その他の発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法令」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る再資源化等に関する法律」及びその他関係諸法令等に基づき適正に処理する。なお、その結果を書面（産業廃棄物管理票E票等の写し）にて提出すること。

(13) 秘密保全

本工事により知り得た情報に関して、監督官の許可なく漏洩してはならない。

(14) 提出書類等

ア 契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し工程表等を提出して監督官の承認を受けるものとする。また、その他工事に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。

イ 工事写真撮影は請負者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、工事完成及び完成後に明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

(15) 協議

図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。

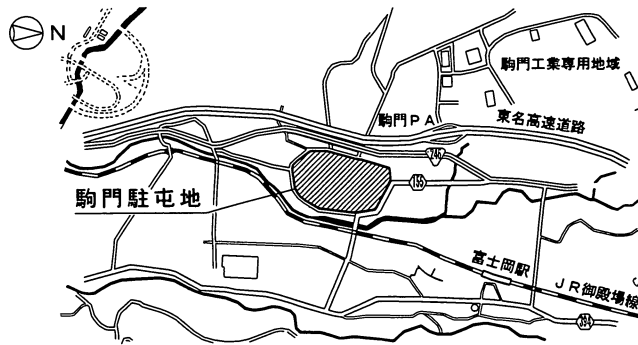
件 名	137号建物シャッター補修	図 番	3 / 5
図 名	特記仕様書	縮 尺	図 示

6 特記事項

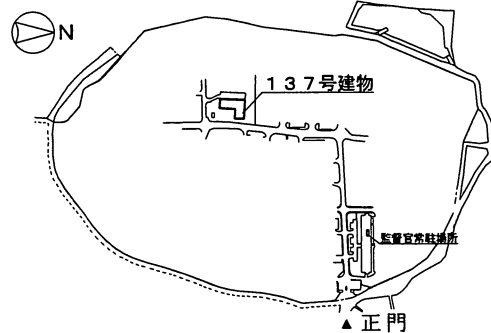
(1) 更新部品は下表のとおりとする。 ※規格の製造会社は金剛産業

名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量
トーションスプリング(親/親子)	PE-67 L=1128 12.1巻 R	1 本
トーションスプリング(子/親子)	PE-33 L=1103 R	1 本
トーションスプリング(親/親子)	PE-67 L=1128 12.1巻 L	1 本
トーションスプリング(子/親子)	PE-33 L=1103 L	1 本
シャフト	TS34 L=2980	2 本
キー溝加工増金	・ 250 ・ 50	2 本
カップリング	CF100	1 個
ドラム(組)	D1100-216	1 組
ベアリングプレート	SB-2	6 個
ワイヤ	4.00Assy(RL各 1 本)	1 2 m
シャフトカラー	SC1	2 個
キーピン	SK	2 本
ベントキー	SKB	4 個
M8角根平頭ボルト・ナット	M8-20	8 本
ラッチストライク(組)	RSA	1 組

- (2) 部品更新後、開閉状況の確認を行い、異常のないことを確認すること。
(3) 案内図、配置図



案内図 N/S

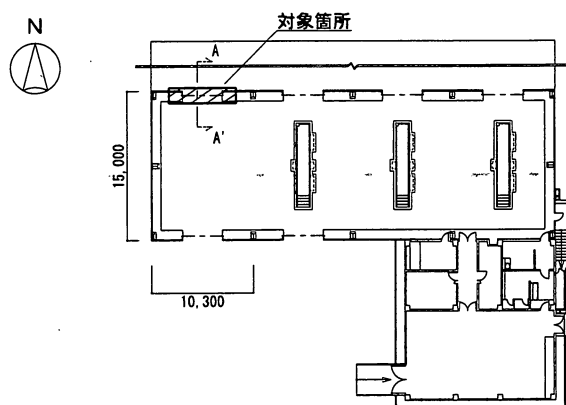


配置図 N/S

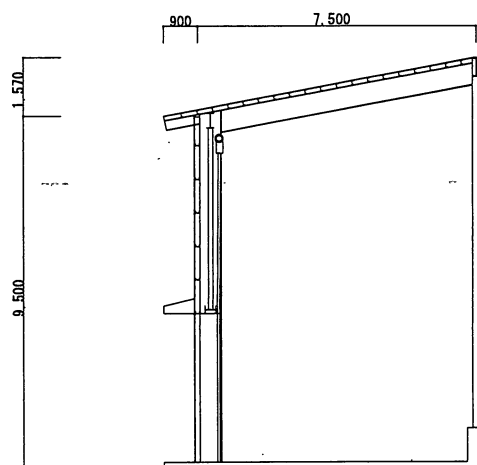
件 名	137号建物シャッター補修	図 番	4 / 5
図 名	特記仕様書、案内図、配置図	縮 尺	図 示

(許可なく複製を禁ずる。)

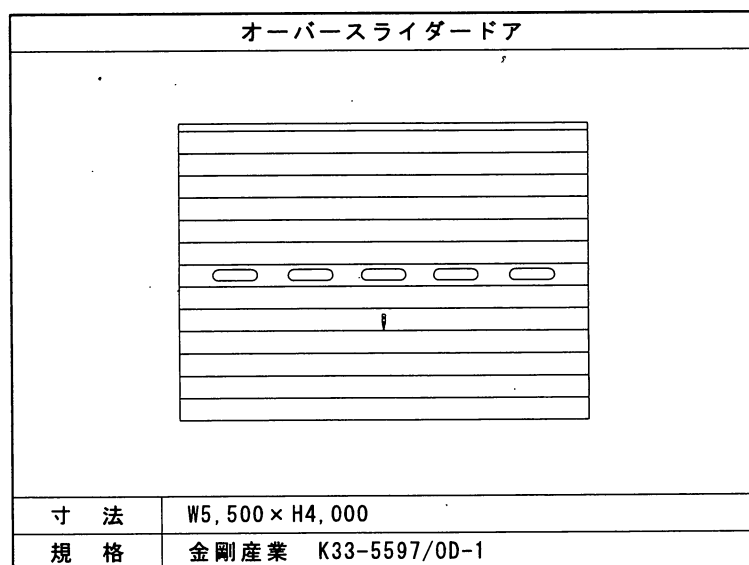
(4) 平面図、断面図、建具詳細図



137号建物平面図 1 / 750



137号建物A-A'断面図 1 / 200



建具詳細図 1 / 100

件 名	137号建物シャッター補修	図 番	5 / 5
図 名	平面図、断面図、建具詳細図	縮 尺	図 示